

## 令和6年度 モバイルルーター貸与規定

### 【対象者】

- ・本モバイルルーターについては、ご家庭にWi-Fi環境が整っている方には貸付できません（Wi-Fi環境が整っている家庭の方は申請しないでください）。
- ・貸与後、ご家庭にWi-Fi環境を整備された場合は、速やかにご返却ください。
- ・家庭に1台までの貸与とします。

### 【通信費について】

- ・通信費は自己負担となりますので、携帯電話会社等で契約を行い、SIMカードの購入及び設定をおこなってください。

### 【破損・交換等について】

- ・破損、汚損、または紛失した場合には速やかに教育委員会までご連絡いただくとともに、貸与を受けた家庭の保護者様に弁償いただく場合がございます。ご了承ください。
- ・不具合があった場合には、ご連絡いただき、状況の確認を行い交換等の対応をさせていただきます。なお、モバイルルーターは精密機器ですので、落下による破損や、水濡れによる故障など扱いには十分に気を付けてください。

### 【自己負担・責任について】

- ・モバイルルーターの使用上の事故については、市では一切の責任を負いません。
- ・貸与したモバイルルーターの充電に係る電気代は自己負担となります。

### 【貸与内容について】

- ・貸与の内容は、以下の①～⑧になります。

①モバイルルーター本体 ②電池パック ③ACアダプタ ④MicroUSBケーブル ⑤クイックスタートガイドブック（本書） ⑥保証書 ⑦無線LAN注意書きシール ⑧箱（①～⑦が入っている箱）

※⑧箱は、返却の際に必ず必要となりますので、なくさないように保管しておいてください。

### 【貸与期間について】

- ・貸与期間については、中学3年生の3月までとし、3学期卒業式の日までに学校へ返却ください。なお、転出される場合においても、転居される前に必ず返却ください。

### 【その他】

- ・貸与させていただいた家庭には、状況確認等のため教育委員会より連絡させていただく場合がございます。ご了承ください。

●上記の内容を確認し、誓約書に記入及び捺印し提出してください。